

建 第263号

令和4年10月28日

東秩父村上下水道事業審議会

会長 眞下 春男 様

東秩父村簡易水道事業

東秩父村合併処理浄化槽設置管理事業

管理者 東秩父村長 足立 理助



適正な簡易水道事業の管理施設規模及び合併処理浄化槽設置管理事業の
制度のあり方について（諮問）

本村の簡易水道事業及び合併処理浄化槽設置管理事業の健全な経営を図るため、簡易水道事業における適正な管理施設規模と合併処理浄化槽設置管理事業における制度のあり方について、貴審議会に諮問します。

諮問内容

村の簡易水道事業は、村民の快適な生活環境を支える重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を安定的に供給するための事業となっています。

また、合併処理浄化槽設置管理事業は、村民の生活排水を適切に処理することで衛生的な生活環境を確保するための事業となっており、村は両事業を運営しています。

しかしながら、村の簡易水道事業及び合併処理浄化槽設置管理事業を取り巻く環境は人口減少や高齢化といったことで大きく変化してきています。

そうした環境変化のなかで簡易水道事業は平成21年度に村内各地域の簡易水道事業を統合したことにより、一元的な管理のもと運営を行ってまいりましたが、施設の老朽化が進み施設更新費や維持管理経費が増加傾向となっています。

合併処理浄化槽設置管理事業においては、平成15年度に事業を開始し、事業開始当初は年間40基を超える合併処理浄化槽を整備してきましたが、近年では毎年数基となり、普及率の伸び率が横ばいとなっています。また、法改正もございましたので、村の制度を見直す必要性があります。

現在も新型コロナウイルスや物価高騰により社会的な影響が大きいところですが、そういった変化にも対応し、適切な事業運営に努めていく必要がございます。

そのような状況のなか、簡易水道事業においては、水道料金を据え置き、まずは人口減少により施設規模が過剰となっている施設のあり方について諮問いたします。

合併処理浄化槽設置管理事業においては、浄化槽法の改正内容から村の状況を鑑みた制度の見直しについて諮問いたします。

東上下審 第2号
令和5年2月3日

東秩父村簡易水道事業
東秩父村合併処理浄化槽設置管理事業
管理者 東秩父村長 足立 理助 様

東秩父村上下水道事業審議会
会長 眞下 春男

適正な簡易水道事業の管理施設規模及び合併処理浄化槽設置管理事業の
制度のあり方について（答申）

令和4年10月28日付け建第263号により、当審議会が諮問を受けた「適正な簡易水道事業の管理施設規模及び合併処理浄化槽設置管理事業の制度のあり方」について、別紙のとおり答申します。

はじめに

令和４年１０月２８日、当審議会は村長から「適正な簡易水道事業の管理施設規模及び合併処理浄化槽設置管理事業の制度のあり方」について諮問を受けた。両事業においては、村民にとって必要不可欠な社会基盤事業であるため、慎重に審議を行った。

村の簡易水道事業は、村民のライフラインとして、安全で良質な水道水を安定的に供給している事業である。

当該事業は、平成２１年度に全地域の簡易水道事業を統合して以降、一元的な管理のもと効率化を図り運営し、令和４年３月３１日現在での給水普及率は約９８％となっている。

また、人口減少による使用料の減収により、今後、使用料の増収が大きく見込めない状況にある一方で、施設老朽化による維持や施設更新に伴う経費の増大が想定される。

村の合併処理浄化槽設置管理事業は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の向上に資する事業である。

当該事業においては、平成１５年度から事業を開始し、事業開始当初は普及率が伸び続けていたが、現在では横ばいとなっており、令和４年３月３１日現在の村設置合併処理浄化槽普及率は約３７％、個人設置合併処理浄化槽普及率は約１９％であり、合計で約５６％に留まっており、残りの約４４％は単独槽や汲み取り槽等となっている。

さらに、関係法令の改正により、制度内容が見直されたことから国庫補助金縮小の影響が生じているほか、村の制度見直しが余儀なくされている。

当審議会は、諮問に対し、こうした諸情勢を踏まえ、審議を行った結果、次のような結論を得たので、ここに「適正な簡易水道事業の管理施設規模及び合併処理浄化槽設置管理事業の制度のあり方」について答申する。

最後に当村の簡易水道事業及び合併処理浄化槽設置管理事業が将来に向けて健全に持続できるようこの答申が十分に尊重されることを切望する。

本文

1 答申内容

当審議会は、村長から説明された資料に基づき精査し、以下のとおり結論に達した。

簡易水道事業

- (1) 水道料金の改定を行う前に施設の統廃合を行い、経費削減を図ること。
- (2) 今後の施設更新について、より持続可能な給水方法を検討すること。

合併処理浄化槽設置管理事業

- (1) 年間の保守点検と清掃回数は法令遵守を図ること。
- (2) 合併処理浄化槽を整備するうえでの面積要件の緩和実現を検討すること。
- (3) 整備対象を「個人宅で居住実態を有するもの」に限定すること。
- (4) 清掃料の料金については、当面は据え置くこと。
- (5) 料金体系の平準化については、当面は見送ること。
- (6) 合併処理浄化槽の共同化は、制限内容を検証すること。
- (7) 合併処理浄化槽の帰属制度は、今回は見送り継続協議とすること。
- (8) 合併処理浄化槽の譲渡制度は、実現に向けて検討すること。

2 答申に至った理由

簡易水道事業

- (1) 人口減少により、施設機能が過大となっていることから給水人口に見合う施設を管理することで経費節減や効率化が見込める見込みがあるため。
- (2) 施設の更新には、多大な予算が必要なことから、従来からの給水方法だけでなく、村の状況にあった他の給水方法により更新費用を軽減できる見込みがあるため。

合併処理浄化槽設置管理事業

- (1) 年間の保守点検回数を法令では3回を義務付けられているところを4回実施しているため、法定回数により経費削減が見込めることと清掃作業は法定回数に満たないため、改善する必要があるためである。
- (2) 他の県外自治体では実施している実績があるため、面積要件の緩和について実施できる見込みがあり、普及率向上が図れるためである。
- (3) 整備対象を「個人宅で居住実態を有するもの」に限定することで安定的な国庫補助金の対象となり、経営の安定化が図れるためである。
- (4) 清掃料の料金については、収支の均衡を是正する必要があるが、昨今の社会情勢から当面の間は据え置くことが妥当である。ただし、将来的には見直す必要がある。

- (5) 料金を平準化することは、現在の社会情勢では使用者の混乱をきたす可能性が高く、周知期間を十分に確保する必要性があるためである。
- (6) 合併処理浄化槽を設置できる敷地がない場合でも共同化により設置できるのであれば、普及率向上に寄与するが、限定することを検討し、共同化と個別での整備費を比較検証すること。
- (7) 合併処理浄化槽の帰属制度は、料金の改定と併せて検討する必要がある、今後の料金改定時に採用について検討すべきである。
- (8) 合併処理浄化槽の譲渡制度は、使用者の意向による選択の余地を確保するためである。